六　第一種廃棄物埋設地の附属施設の操作に関することであって、次に掲げるもの
イ　第一種廃棄物埋設地の附属施設の操作を行う体制の整備に関すること。
ロ　第一種廃棄物埋設地の附属施設の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項
ハ　異状があった場合の措置に関すること（第十二号に掲げるものを除く。）。
七　［略］
八　［略］
九　［略］
十　［略］
［号を削る。］
［号を削る。］
十一　放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十二　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
十三　設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関すること。
十四　［略］
十五　第一種廃棄物埋設施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。
十六　［略］
十七　［略］
十八　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
十九　［略］

2　法第五十一条の二十四の二第一項又は第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする閉鎖措置計画に定められている閉鎖措置又は廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［略］
［号を削る。］
二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
三　閉鎖措置又は廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
四　［略］
七　保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
八　［同上］
九　［同上］
十　［同上］
十一　［同上］
十二　第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
十三　第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査に関すること。
十四　放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。
十五　非常の場合に採るべき処置に関すること。
［号を加える。］
十六　［同上］
［号を加える。］
十七　［同上］
十八　［同上］
十九　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
二十　［同上］

2　法第五十一条の二十四の二第一項又は法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする閉鎖措置計画に定められている閉鎖措置又は廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［同上］
二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
三　第一種廃棄物埋設施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
四　閉鎖措置又は廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
五　［同上］